『令和2年 関西学生弓道連盟 特別措置規約 解説編』

令 和 2 年 8 月 3 日 (月) 作 成
令 和 2 年 8 月 18 日 (火) 更 新
令 和 2 年 9 月 1 日 (火) 公 布・施 行
関 西 学 生 弓 道 連 盟
(公 印 省 略)

本書類は，令和2年リーグ戦開催にあたり，関西学生弓道連盟規約によるリーグ戦の開催が困難になったことにより作成された，令和2年 関西学生弓道連盟 特別措置規約の各条項に関する解説です。

各規約を枠囲みし，その下の内容が規約の解釈の仕方について記載しています。内容について質問する前に解説編に目を通したうえで，さらに不明な点等ありましたら，関西学生弓道連盟 委員長 島津までご連絡ください。連絡先は「リーグ戦資料4令和 2 年代替リーグ戦中止について(通知)」にあります，連絡先を参照してください。

第1章 総則

総則では，特別措置規約の位置づけについての条項です。

第 1 条　本規約は，関西学生弓道連盟規約でのコロナ禍における，通常の大会開催が困難なことに伴い，コロナ禍においても，加盟校に公式戦の機会を提供することを目的として制定する。

第1条は，令和2年リーグ戦開催にあたり，本連盟役員による協議で出た意見を基に作成しました。今年のリーグ戦は，コロナ禍による社会情勢の影響を考慮し，加盟校でも参加・不参加大きくわかれると予想しました。また，令和2年に入り3月の新人戦，5月の記録会・関西学生弓道選手権大会，7月のインカレ個人予選，8月のインカレと，大会が軒並み中止・延期となりました。その中で，令和2年中に1度でもいいので公式戦の機会を加盟校の選手に提供することを目的として，令和2年リーグ戦を開催する方法はないかと模索したところ，特例規約を新たに定めたうえで，形式は例年とは異なりますが大会を開催する方向で調整しました。

第一案では，リーグ戦と記載しましたが，今後のコロナ禍の様子を踏まえ特別措置規約を今後1年間の大会運営に反映させる目的から，大会と明記しました。リーグ戦代替試合だけではなく，新人戦や記録会，関選についても，特別措置規約に新たに規約を追加・承認を経ることで，大会開催に向け運営を行う意図を盛り込んでいます。

第 2 条　本規約は，関西学生弓道連盟規約に優越する。

特別措置規約は，本連盟規約に優越するものとして作成しました。第2章，第3章では，特別措置規約が，本連盟規約のどの条項に優越するのかを，明記しています。

第2章 役員(関西学生弓道連盟規約 第 8 条 3 項，第 16 条に優越)

第 3 条　令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日の期限付で，現在 4 年次生の学連役員の三選を認める。
第 4 条　4 年次生の三選目の役職は総務とする。

第2章は，本連盟の現在4回生にあたる委員長，副委員長等役職に就いている役員の任期は令和2年8月末日となっています。しかしながら，コロナ禍の中での大会運営，インカレの延期等により4回生の役員の人手も必要であると判断しました。令和2年8月 31 日付で，現在 4 回生の役職役員としての任期は満了となります。また，本連盟規約では役員の三選は禁止されていますので，その点を解消する規約が必要となりました。また三選目の役職に就いては，令和 2 年 9 月 1 日発令 12 月末日までの期限付きで総務に就任します。

第 3 章 代替リーグ戦規定(第 67 条全項，第 88 条，第 93 条～97 条，第 100 条，第 105 条～108 条，第 114～第

115 条, 第 123 条, 補則第 4 条に優越)

第5条　代替リーグ戦開催の条件は, ①本特別措置規約が可決されていること。②全日本学生弓道連盟・全日本弓道連盟による大会中止・自粛要請が発令されていないこと。③関西学連下2府4県の内, 1府県でも特定警戒・特定府県に指定されていないこと。④日程表編成の時点で, すべてのブロックにおいて, 道場提供が可能であること。とする。なお, ①～④の条件が一つでも満たすことができない場合は代替リーグ戦を中止とする。また, 本連盟役員による協議で別に定めた場合においても中止とする。開催・中止の判断は9月1日までに公表する。

第5条はリーグ戦開催・中止の条件を示しています。最初の案と大きく変更したところは道場提供の数値割合の明記を修正しました。理由としては, 文面として分かりにくい点。(第一案では特別措置規約と解説編での齟齬も生じていたため)また, 単純に数値割合で判断するのは難しく, 道場提供校による日程表の編成が可能かどうかで中止の可否を決定するほうが分かりやすい, との観点で記載を変更しました。

第 6 条　代替リーグ戦の参加申し込みは, 令和 2 年 8 月 9 日(日)18 時までとする。 第7条　なお, コロナウイルスの影響により大学当局からの指示で活動禁止要請が出た場合の棄権については令和 2 年 8 月 9 日(日)18 時以降も受け付ける。また, 8月9日以降からリーグ戦期間中においても, 選手に体調不良者が出た場合など, 主将の判断で代替リーグ戦を棄権することができる。棄権についての扱いは第9条の通りとする。 第8条　なお, 期日以降の代替リーグ戦参加申し込みは一切受け付けない。

第 6 条～第 8 条は令和 2 年リーグ戦の申し込みについて記載しています。申し込み方法についての詳細は, 7 月 27 日に配布した別添資料3, アンケートファイルに記載されている通りです。また, 一度不参加を表明した後の参加申し込みは一切受け付けません(アンケートファイル記載の通り)。

第7条は加盟校の意見を反映させたものとなりました。詳細は回答のファイルを参照してください。

第9条　令和 2 年代替リーグ戦の不参加・棄権に伴う不利益は一切生じない。ただし, 令和 2 年に, 全日本学生弓道王座決定戦・全日本学生弓道女子王座決定戦・東西学生弓道選抜対抗試合・女子東西学生弓道選抜対抗試合の代替試合が行われる場合の出場権利の喪失については本連盟では責任を負わない。

現在, 全日本学生弓道連盟では, 令和 2 年全日本学生弓道王座・女子王座決定戦の代替試合としてオンライン方式での試合を検討しています(7 月 20 日付文書)。なお, 女子・東西学生弓道選抜対抗試合に関しては, オンラインによる代替試合等の開催についての通知は受けていませんが, もし, 後日開催が予定される場合に備え規約に明記しています。女子東西・東西の代替試合は未定です。東西のオンライン開催等について全日学連に連絡することはないようにお願いします。

なお, 王座・女子王座については, 令和 2 年リーグ戦に出場する 1 部リーグのみ, 優勝のための順位決定を実施し, 優勝校に王座・女子王座のオンラインによる代替試合の出場への推薦を本連盟で行います。

第10条　令和 2 年代替リーグ戦における, 参加校の減少に伴う同一部内のブロック編成は本連盟で行う。また, 著しく参加校が少ない場合は, ブロックを超えて統合を行う。統合及び統合後の編成はすべて本連盟で行う。 第11条　ブロック編成の基準は本連盟役員による協議で別に定める。

令和 2 年リーグ戦は, 参加校の大幅な減少が予想されます。そのため, 各部ブロックごとに試合回数の不均衡が生じると考えられます。そのため, 同部ブロック内で試合数が均等になるようブロック編成を行います。また, 感染予防の観点からリーグ戦実施週数を減らすという方向でブロック編成が均等になるよう実施します。

なお, ブロック編成については昨年度の結果に基づく分配を行うことが難しい状況にあることを承知いただけると幸いです。令和 2 年リーグ戦は試合機会の提供を目的としています。

第10条について，記載の通り変更を行いました。

第12条　試合方式については，関西学生弓道連盟規約の通りとする。
第13条　代替リーグ戦は原則，対面で実施する。

特別措置規約で，定められたことを除き，試合方式などは本連盟規約に準じます。

令和 2 年リーグ戦は各校でオンラインによる対戦の方法も本連盟で検討を行いました。しかし，加盟校ごとに道場の通信環境は異なります。また，試合実施における公平性の観点から審判として本連盟役員を各校派遣することは人員的に不可能です。また，オンライン開催の場合，各校の道場に他校の審判を派遣するのでは，感染予防としてのオンライン開催の意味が失われてしまうとの観点から，令和 2 年リーグ戦を実施する場合は，対面で実施します。

第14条　男子・女子 1 部リーグのみ優勝校を決定する。
第15条　その他の部のリーグでの順位決定，および順位決定に係る試合は行わない。また，リーグ昇格・降格も行わない。
第16条　1 部リーグにおける優勝校の全日本学生弓道王座決定戦・全日本学生弓道女子王座決定戦の代替大会への出場権の推薦については，本連盟役員による協議で別に定める。
第17条　表彰は 1 部リーグ優勝校のみ行い，その他の表彰は一切行わない。参考記録のみ公表する。

第 14 条～第 17 条は，団体表彰に関しての規約です。令和 2 年リーグ戦は，1 部リーグを除き，順位決定・表彰等は一切実施しません。結果はリーグ戦終了後参考記録として公表します。繰り返しになりますが，令和 2 年リーグ戦は，結果を求めるものではなく，公式戦の機会提供を目的としていること，感染予防の観点からリーグ戦実施週数を極力減らすことを第一としています。令和 2 年における公式戦の機会提供と選手と選手の家族の健康を両立させながら令和 2 年リーグ戦を実施したいと考えています。加盟校の皆様にはその点を十分御理解いただきたいと考えています。

1 部リーグに関しては，令和 2 年の王座・女子王座について代替試合をオンラインによる開催を全日学連が検討しています。開催する際に当たっては本連盟から 1 部リーグ優勝校を決定し，推薦を行う予定です。なお，オンライン開催の時点での社会情勢の変化に伴い関西学連からはオンラインであっても王座・女子王座代替試合の出場推薦を行わない場合があります。その点も承知してください。

1 部リーグの順位決定方法に関しては，本連盟規約の通りです。（第 93～94，105 条，）

「第 93 条　各リーグ，ブロック内の順位は勝率によって決定する。」

「第 94 条　①勝率が同じである場合には，的中率の多少により順位を決定する。ただし当該順位が入れ替え戦及び王座決定戦に関わる順位であるときには，順位決定戦を行う。②リーグ内で勝敗が同数となり，五つ巴となった場合は順位決定戦を行う。一部の順位決定戦は当該校と役員で協議し試合形式を決定する。（以下略）③順位決定戦はリーグ戦と同様の方式に従う。（105 条は省略）」

第18条　個人戦については，参考記録として集計を行う。
第19条　個人戦における，参考記録としての順位決定の方法は，各ブロックの全試合出場（各試合20射引いた）者の中から，的中率で順位を決定する。
第20条　個人戦の結果に~~よる~~基づき，東西学生弓道選抜対抗試合・女子東西学生弓道選抜対抗試合の代替試合が開催される場合，その大会の出場権に関する推薦の有無等については，本連盟役員による協議で別に定める。

第 18 条から第 19 条は個人戦の順位決定等についてです。第 20 条は先ほど記載した通り，東西・女子東西が開催される場合に適用します。

個人戦の順位決定方法について明記しました。なお，個人戦の順位決定は上記記載の通りです。

第21条　代替リーグ戦当日の参加者数について制限を設ける。男子は 15 人まで，女子は 12 人まで，とする（選手・控え・介添・仕事すべて含む）。ただし，監督・コーチは除く。なお，監督・コーチは全日本学生弓道連盟・関西学生弓道連盟に部員登録している者は認めない。

第22条　代替リーグ戦当日の付け矢，巻藁練習の有無・時間，円陣については，代替リーグ戦マニュアルで別に定める。

ここでは，感染予防の観点から規約を作成しました，上記の通りです。ただし第 22 条に関して，感染予防の観点から，試合全体の時間を減らす方向で検討しているため，付け矢の時間を設けない・円陣の全面禁止等も現在検討しています。詳細決定し次第，リーグ戦マニュアルにて記載します。マニュアルの方を確認お願いします。

第23条　令和 3 年の新人戦・記録会・選抜大会における，昨年度リーグ戦の優遇規定については，令和元年リーグ戦の結果を用いる。

例年前年度リーグ戦の結果に応じて各種大会の出場権等に影響しますが，令和 2 年リーグ戦は不参加校が多く出ることが予想されます。本連盟全体の公平性の観点から令和 3 年に行われる各種大会の優遇規定は令和元年リーグ戦の結果を用います。令和 3 年リーグ編成も令和元年の結果に基づき作成された令和 2 年リーグ戦編成を令和 3 年リーグ戦に使用します。第 23 条は，令和 2 年リーグ戦の参加の有無にかかわらず，全加盟校に適用します。

第24条　令和2年の代替リーグ戦が中止・打ち切り・一部試合の中止となった場合，令和 2 年の全日本学生弓道王座決定戦・全日本学生弓道女子王座決定戦・東西学生弓道選抜対抗試合・女子東西学生弓道選抜対抗試合の代替大会の出場権に関する推薦の有無等については，本連盟役員による協議で別に定める。

令和 2 年リーグ戦を中止した場合，関西学連からの王座・女子王座・東西・女子東西の代替試合が行われる場合の出場権の推薦の実施の有無，推薦方法，基準等は詳細が決まり次第すべて本連盟で決定し通知します。

また，24条を適用する際は，1部リーグ当該校の主将との協議も行う予定です。

第25条　令和 3 年の全日本学生弓道王座決定戦・全日本学生弓道女子王座決定戦・東西学生弓道選抜対抗試合・女子東西学生弓道選抜対抗試合の出場権の判断については本規約では定めない。

上記記載の通りです。令和 3 年リーグ戦に係る内容については本特別措置規約の適用期間外です。来年以降のリーグ戦について詳細は未定です。

第26条　本規約に定める特例規約，優越規定を除きその他は本連盟規約に依る。

上記記載の通りです。特別措置規約・本連盟規約との整合性等に関してご不明な点等ありましたら，総務島津までご連絡をお願いします。

第27条　本連盟が別に定めるコロナウイルス感染対策ガイドライン（仮称）を遵守すること。

第28条　コロナウイルス感染対策ガイドライン（仮称）の遵守については，対戦校及び審判の三者で確認をすること。ガイドラインを遵守できない場合は試合を中止すること。

第29条　コロナウイルス感染対策ガイドライン（仮称）を遵守せずに，試合を行った場合は，対戦校・審判校の 3 校の令和 2 年代替リーグ戦における全結果を無効とする。また，本連盟より別に処分を決定する。その際の異議申立は一切受け付けない。

第 27 条～第 29 条までは，感染予防に向けガイドラインを作成します。ガイドラインは，マニュアルとは別にお知らせします。参加校様はガイドライン遵守の上，リーグ戦を実施するようお願いします。

第30条　なお，令和 2 年代替リーグ戦に参加することによって生じる，コロナウイルス感染等についての責任は本

連盟では，一切負わない。

第31条　加盟校内で，代替リーグ戦に不参加希望の選手を強要して出場させることは禁止する。

参加校には，アンケートファイルにて同意を確認していますが，上記記載の通りです。リーグ戦参加に伴う，会場・試合中・移動中，リーグ戦全般の行動を通じてコロナウイルス感染等について，選手本人・家族等への健康への影響があった場合において，本連盟では一切責任は負いません。選手個々人で健康管理・試合出場判断をし，リーグ戦に参加してください。なお，令和 2 年リーグ戦に関する，本連盟からのファイル全般，すべての部員が目を通すよう，各校責任者の方は共有を徹底してください。

第32条　本規約に承諾できる加盟校のみ，参加申し込みを許可する。また，本規約を違反した場合，本連盟より処分を行う。その際の異議申立は一切受け付けない。

アンケートファイルの最終項目で同意していただいている内容の通りです。特に，第 27 条・第 29 条・第 30 条・第 31 条に関しては厳守することを参加校には求めます。

第33条　代替リーグ戦開催期間中に，緊急事態宣言（特定警戒府県指定も含む）等の発令された場合，その時点で大会を打ち切り，中止する。その場合，延期・振替等は一切行わない。

第34条　風水害が発生した際中止となった試合については，代替リーグ戦期間に余裕があれば予備日に試合を実施する。予備日が設定できない場合は，試合を中止とする。その場合における，個人戦の順位決定については，適宜考慮する。

第35条　リーグ戦期間中，選手等から感染者が発生した場合の対応については別途書面にて通知する。

第 33 条から第 35 条は，新しく設けたものです。上記記載の通りです。

第 34 条に関して，リーグ戦期間を予定だったものを確定しました。実施要綱の通りです。また，それにあたり，予備日も設けてありますが，現時点で日程表の作成が完了していないので，各ブロックどの程度予備日を設けられるかが現在不透明の状態です。そのため，このような記載を取らせていただいています。予備日については，できる限り調整を行いたいですが，調整できない場合は当該試合を中止とさせていただきます。また，感染リスク減少を考慮した場合，大会期間の縮小（実施要綱の通り）も踏まえ，上記対応とさせていただきます。

第 4 章　附則

第36条　本規約は，令和 2 年 9 月 1 日公布・施行する。

第37条　本規約は，令和3年8月31日を経過した時点で効力を失う。

上記記載の通りです。